

社会福祉法人 共栄福祉会  
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 7 年 3 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

2. 内容

目標 1：有期契約労働者を含む全社員の年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 10 日以上とする。

<取組内容>

- 2025 年 3 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 2025 年 3 月～ 年次有給休暇の取得率が低い職員に面談を実施する。
- 2025 年 4 月～ 年次有給休暇を取得できるよう人員配置や業務の配分についての見直しを実施する。